

無事故運転者の推薦について Q&A

- Q. 共済に契約している事業用貨物自動車が4台、乗用車が2台ありますが表彰の対象になりますか？
- A. 事業用貨物自動車が4台のため対象になりません。(推薦基準は事業用貨物自動車に限る契約が、5台以上10台までを1名、11台以上20台までを2名、以下10台毎に1名を加えた数となっています。)
- Q. 案内には3月1日現在において無事故無違反であることが推薦基準になっていますが、運転記録証明は前年12月に取ったものではだめですか？
- A. この場合運転記録証明をとった日から3月1日までの確認が出来ません。基本は再度運転記録証明を申請し取り付けてもらうことが望ましいですが、こういうケースは3ヶ月前までのものであれば、本人に無事故無違反を確認してもらい、その旨を「本人に無事故無違反を確認済み」と一筆記入してもらうことでOKとしています。
- 3ヶ月以上でも近日のものであれば安全推進部にご相談ください
- Q. 九州トラック交通共済協同組合の自動車共済保険に加入して4年になりますが、表彰の対象になりますか？
- A. 推薦基準は共済契約がなされている組合員で、その契約期間が表彰期間を満たしていなければならないため対象になりません。(例えば5年表彰を受けるためには最低でも5年の契約期間が必要です。)
- Q. 表彰推薦ドライバーが入社して4年になりますが対象になりますか？
- A. 推薦基準は同一事業所で継続して運転業務に従事し、その期間が表彰年数を満たしていなければならないため対象になりません。(例えば5年表彰を受けるためには最低でも入社して5年運転業務に従事しなければなりません。)
- Q. 15年間無事故無違反のドライバーがいますが、入社して9年目になります。15年表彰の対象になりますか？
- A. 入社して9年目のため5年表彰の対象になります。但し、過去すでに5年表彰を受賞されていれば対象になりません。次年度に10年表彰の対象にはなります。
- Q. 過去に5年表彰を受賞したことがあります。その後人身事故を起こしました。その後、事故から5年以上無事故無違反を継続しているのですが対象になりますか？
- A. 一旦リセットし、ゼロからカウントしますので対象になります。
- Q. 運転業務に従事していない社長や事務員等は対象になりますか？
- A. 事業用自動車の運転業務に従事しているドライバーさんに限らせていただいています。
- Q. 軽微な物損事故が1件ありますが対象になりませんか？
- A. 運転記録証明が無事故無違反であれば対象とさせていただきます。
平素の勤務成績操行とも優良であり、他の模範となる方であれば構いません。
- Q. 運転記録証明を申請中で、提出期限の4月16日(金)までに間に合いそうにありません？
- A. 提出期限内に推薦書のみ先にご送付ください。運転記録証明とSDカードは取り付け次第安全推進部宛にFAXしてください。